

第4章 重点区域の位置及び区域

第4章 重点区域の位置及び区域

1.重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、歴史上価値の高い文化財が存在し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も受け継がれている良好な市街地環境の中で、町として特段の施策を講じることにより、歴史的風致の維持及び向上が最大限に図られるものとする。設定にあたっては、第2章「湯浅町の維持向上すべき歴史的風致」で記述した歴史的風致や第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本町がこれまで歴史・文化を活かすために実施してきたさまざまな取り組みや施策、長期総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置付けを踏まえることとする。

なお、本町においては、第2章に示したように、その地域特性や時代背景のもと醸成された「醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致」「熊野古道に見る歴史的風致」「明恵の足跡に見る歴史的風致」「顯國神社の祭礼に見る歴史的風致」「國津神社・幸神社の祭礼に見る歴史的風致」「海辺の営みに見る歴史的風致」「みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致」など各地区独自の歴史的風致が現在も息づいている。

しかしながら、これまで示したように本町では、少子高齢化の進展による人口減少や社会構造の変遷によって、空き地・空き家の増加、経年劣化による老朽化や破損、建造物への新たな改造が歴史的景観を変化させつつあるほか、第一次産業においては、後継者の確保という深刻な課題を抱えるなど本町固有の歴史的風致が徐々に失われつつある。また、地域固有の風情、情緒、佇まいについては、指定による管理や日頃の保存・管理が行き届いていないことに加え、有効的な情報発信がなされておらず、人々の認識も低下してきており、それらが持つ価値や重要性を十分に共有できていない。

以上のことから、これらの課題を解決するため、多様な歴史的風致の重なりが見られることや、歴史的な町並みや湯浅湾の潮風が吹き渡る石積みの段々畑など良好な景観の保全に必要な規制等を検討していく必要があり、歴史的風致の維持向上を重点的かつ一体的に推進していく必要があると考えられる区域において、国、県、町指定の文化財その他の歴史的建造物が存在し、そこで繰り広げられる人々の伝統的な活動が現在でも行われている良好な環境に対して効果的な施策を展開することで、歴史的風致の維持向上を図り、この町に住む人々が湯浅の持つ歴史文化の素晴らしさを再認識し、いつまでも暮らしてゆける町の実現につなげる必要がある。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本町の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が新たに生じた場合などに適宜見直すものとする。

2.重点区域の位置

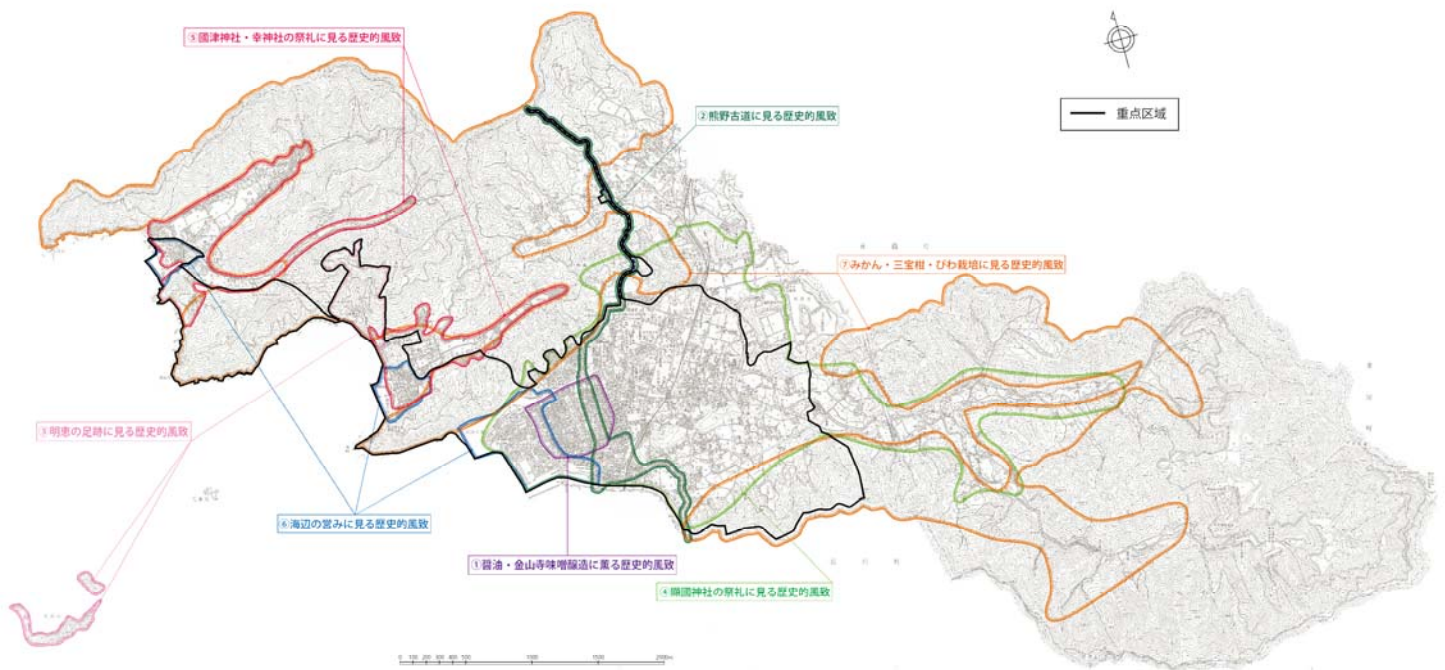
名称：湯浅町歴史的風致維持向上地区

面積：約412ha

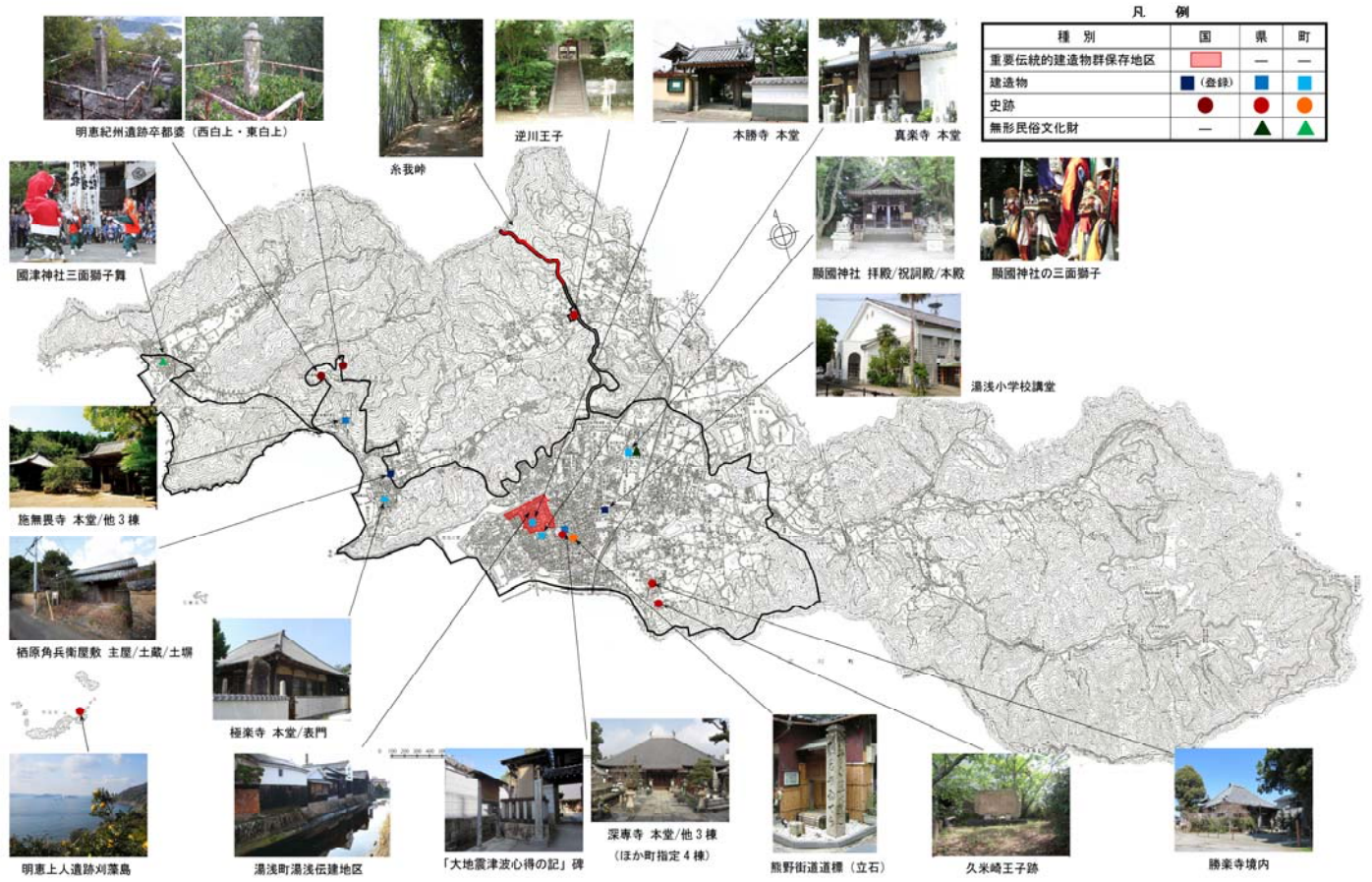
湯浅町歴史的風致維持向上地区には、核となる建造物、文化財として、重要伝統的建造物群保存地区に選定された伝統的な町家や土蔵、地割りを残す歴史的な町並みが存在するほか、第2章で記述した「醤油・金山寺味噌醸造に薫る歴史的風致」「熊野古道に見る歴史的風致」「明恵の足跡に見る歴史的風致」「顯國神社の祭礼に見る歴史的風致」「國津神社・幸神社の

祭礼に見る歴史的風致」「海辺の営みに見る歴史的風致」「みかん・三宝柑・びわ栽培に見る歴史的風致」の7つの歴史的風致の中でも町として特段の施策を展開することで最大限効果が発揮されと考えられる範囲を重点区域とする。重点区域は、國津神社から主要地方道有田・湯浅線を南進し、施無畏寺及び白上遺跡、田栖川小学校を含んで再び主要地方道有田・湯浅線に戻り、山田川右岸の住宅地の地番界を進んで町道吉川3号線を北上して熊野古道を有田市との行政区域界の糸我峠までと、飛越橋の手前から山田川右岸を遡り湯浅城跡を含んで、都市計画区域線に沿って広川町との行政区域界まで南下し、稜線を西進してそこから広川を下り、海岸線に沿って國津神社までを結ぶラインに囲まれた区域とする。

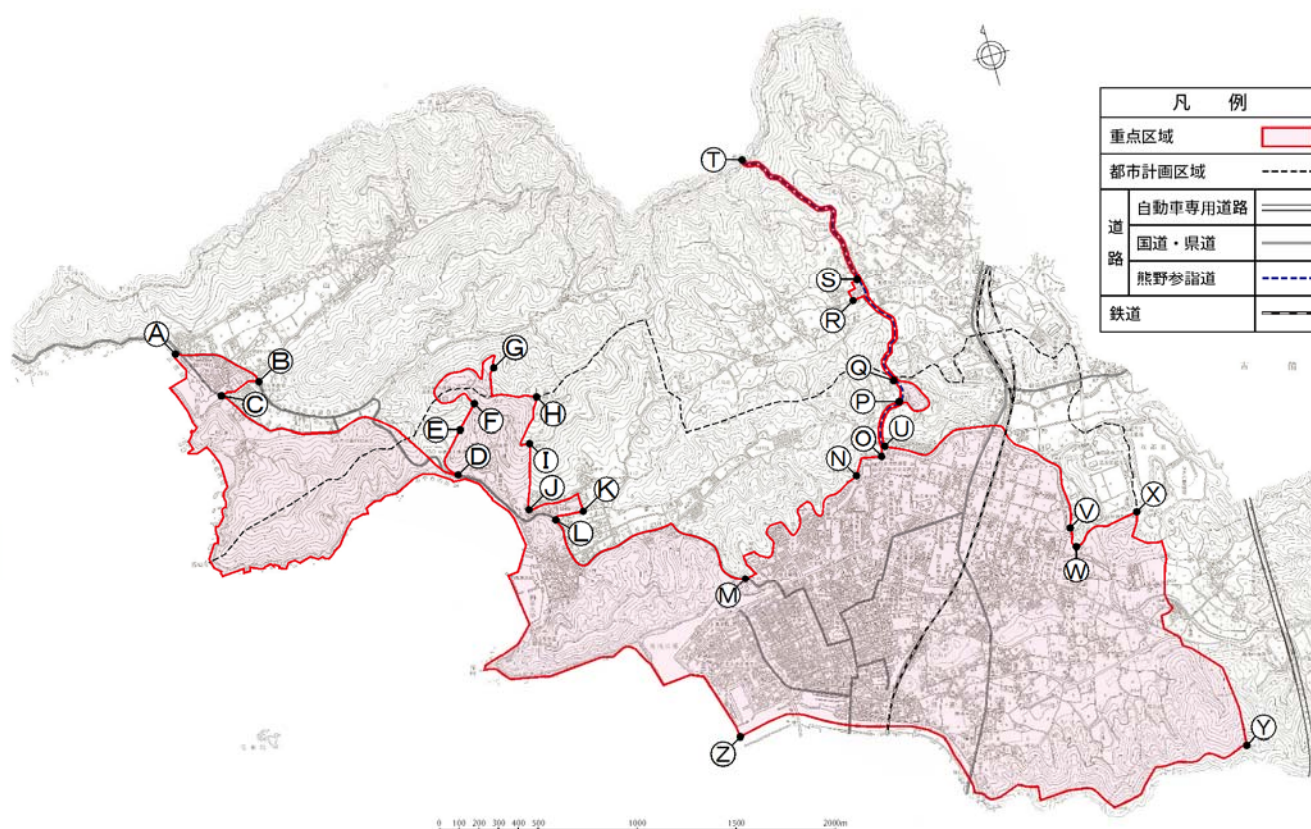
■重点区域「湯浅町歴史的風致維持向上地区」と歴史的風致の分布図



■重点区域「湯浅町歴史的風致維持向上地区」と主な文化財の位置



■重点区域「湯浅町歴史的風致維持向上地区」境界図



地点間	説 明	地点間	説 明
①—②	主要地方道有田・湯浅線	①—②	町道湯浅 126 号線
②—③	出合川左岸	②—③	町道吉川 3 号線
③—④	主要地方道有田・湯浅線	③—④	道路（里道）
④—⑤	道路（里道）	④—⑤	町道吉川 3 号線・町道栖原 1 号線
⑤—⑥	谷線	⑤—⑥	逆川王子背後地及び吉川老人憩の家敷地界
⑥—⑦	等高線（海拔 130m）	⑥—⑦	町道吉川 3 号線・里道（有田市との行政界まで）
⑦—⑧	軽車道（白上山頂まで）	⑦—⑧	有田市境界から町道吉川 3 号線（町道栖原 50 号線経由）
⑧—⑨	徒歩道	⑧—⑨	山田川右岸
⑨—⑩	谷線	⑨—⑩	町道湯浅 188 号線
⑩—⑪	町道栖原 5 号線・町道栖原 38 号線	⑩—⑪	町道青木 18 号線から町道青木 26 号線まで
⑪—⑫	町道栖原 1 号線	⑪—⑫	都市計画区域線
⑫—⑬	主要地方道有田・湯浅線	⑫—⑬	広川町との行政界
⑬—⑭	宅地背面の地番界	⑬—⑭	海岸線

3.重点区域における歴史的風致の維持向上による効果

本計画における重点区域は、本町の7つの歴史的風致を網羅する区域となっている。

この区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境について、一体的かつ重点的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化を活かした活力あるまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、町外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本町の認知度も向上し、観光などを目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

また、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、本町固有の歴史的風致に対する住民の理解を一層深めることを通じ、湯浅の発展に尽くした先人に感謝の気持ちや敬意を抱くことで、町民の「ふるさと湯浅」に対する愛着や誇りが育まれることを期待する。これにより、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

本重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては、本町全体の歴史文化を活かしたまちづくりを強く推進することが可能となる。

4.良好な景観の形成に関する施策との連携

1 都市計画法

(1) 都市計画法

本町（2,079ha）の都市計画区域は、大字山田・田・吉川地区を除く地域（638ha）が指定されているが、都市計画区域内であっても、区域区分や用途地域は定めていない。

本計画における重点区域は、一部を除き都市計画区域内に含まれており、都市計画マスタープランにおいて、豊かな自然・歴史的資源を取り入れたまちづくりを推進する旨定めている。平成18年（2006）8月に湯浅伝統的建造物群保存地区を都市計画決定し、同年12月には、重要伝統的建造物群保存地区として国の選定を受けている。また、重要伝統的建造物群保存地区における現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、平成19年（2007）7月に湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成19年湯浅町条例第17号）を制定し、建築基準法による制限の一定の緩和を行っている。

都市計画地域に指定されていない周辺地域においても、中心市街地等と一体的な整備や地域間の連携を強化することで課題に対応し、バランスのとれた整備を進めることとする。

県都市計画区域マスタープランを踏まえ、これからも都市活動と調和を図りつつ、歴史文化を活かした活力あるまちづくりを進めていくため、住民等への都市計画の普及・啓発を図りながら、地域の実情に応じた土地利用の規制導入に関する検討を行っていく。

(2) 都市計画道路及び特定避難路の整備方針

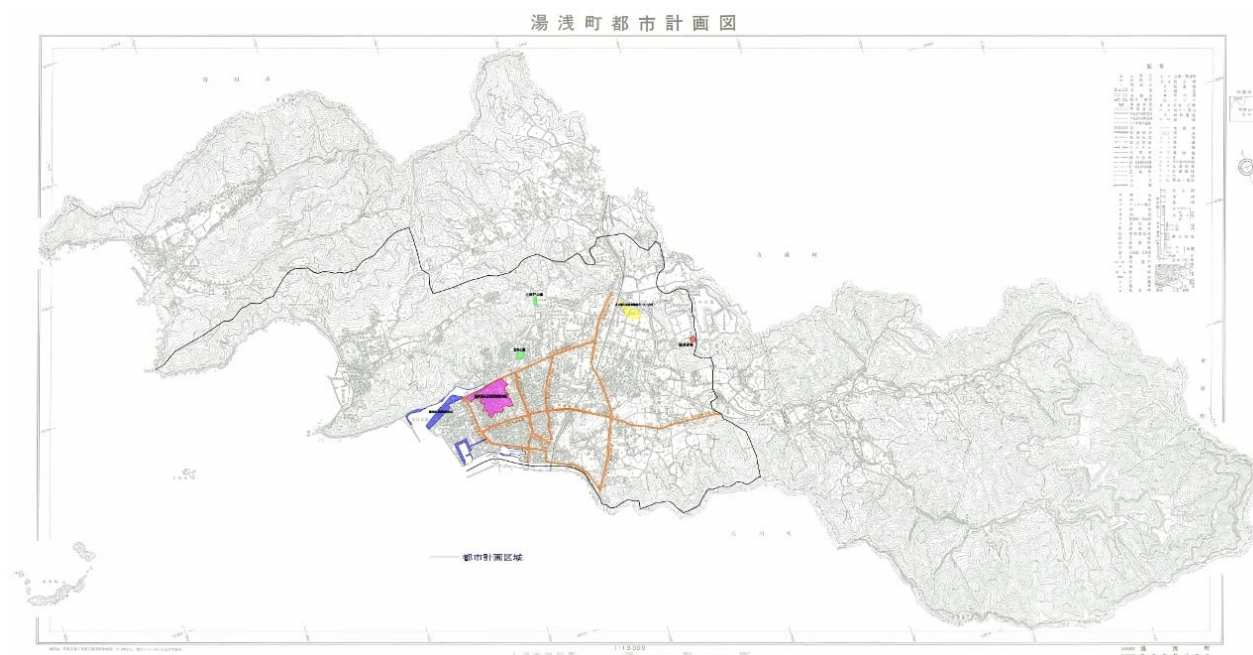
本町では、周辺地域の道路整備が進み、少子高齢化といった社会環境の変化により、町内

にある都市計画道路全8路線中6路線を、将来のまちづくり計画と整合した都市計画道路網となるよう都市計画道路の見直しを行っている。

一方、重点区域のうち重要伝統的建造物群保存地区を含む旧市街地は、東海・東南海・南海3連動地震では最大4.8m、南海トラフ巨大地震では最大11mの浸水が想定されており、津波避難に関する対策も重要となっている。このような中、地震によって倒壊した建築物等が津波からの避難の際に避難路の通行を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成24年和歌山県条例第45号）に基づき重要な避難路を指定し、沿道建築物の耐震性の向上、適切な維持保全を求めていくことを検討する。耐震改修・維持修繕にあたっては、歴史的な町並みに影響を及ぼすことがないよう配慮を行う。

なお、見直し対象及び特定避難路の候補となる都市計画道路6路線すべてが重点区域内にあることから、道路整備による道路評価の1つに、歴史的資源への影響を確認することが含まれている。

■都市計画図



2 景観法

本町の森林・丘陵地域は豊かな自然に囲まれた集落景観、湯浅駅をはじめとする中心市街地は市街地景観が形成されており、引き続きこれらの景観を維持していく。

特に、重点区域として設定されており、熊野古道が往来する旧市街地は、湯浅の伝統的な建築様式による町家や土蔵、寺社が点在し、情緒ある風情と歴史的景観を形成しており、脈々と受け継がれてきた固有の景観を後世に継承していくため、歴史文化を尊重した景観形成を図ることが求められる。

また、集落地域においても、柑橘類などを栽培する良好な景観が残されており、景観保全に取り組む必要がある。

そのため、景観行政団体へ移行及び景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観計画の策定を計画期間内に検討する。

これら歴史的価値の高いものは、文化財指定や登録有形文化財制度による保存を促進するとともに、良好な自然景観を守りつつ、保存地区と調和のとれた歴史的景観を活かしたまちづくりを進めるため、新たな建築物や工作物等を建築する際は、歴史文化を尊重したものとすることやできる限り農地の転用を抑制するなどの誘導を図り、これらの構成要素を維持する景観法に基づく景観計画の策定等を検討する。

なお、景観計画は、当該歴史的風致維持向上計画の内容を反映したものとし、歴史的風致の維持向上にも資するものとする。

3 屋外広告物法

本町では、和歌山県屋外広告物条例（昭和 59 年和歌山県条例第 10 号）に基づき屋外広告物の規制が行われている。

町域には、適用除外として定められている場合を除き、基本的に屋外広告物などの掲出を禁止している「禁止地域」と、許可を受けたものに限り掲出が認められる「許可区域」の 2 つの地域が指定されている。

そして、町全域の許可区域内で一定規模以上の屋外広告物を新たに表示・掲出する場合や意匠を変更する場合は、湯浅町長の許可が必要となっている。

屋外広告物は、景観に対する影響が大きく、また、景観形成上重要な要素であり、周辺環境の特性に応じた誘導が求められていることから、主要幹線沿いなどの現状調査実施を検討している。

今後、景観計画策定にあたっては、屋外広告物に対する考え方を整理し、湯浅町らしい屋外広告物についての施策を調査・研究することなどを検討していく。

第 3 条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置してはならない。

(3) 景観法第 76 条第 3 項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち知事指定する区域

(5) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する区域、同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域並びに同法第 143 条第 2 項に規定する条例の規定により市町村が定める地区

※和歌山県屋外広告物条例の抜粋

4 湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区保存計画

本町の重要伝統的建造物群保存地区は、通りと小路が織り成す特徴的な空間構造を備えた中世末期以来の地割と、近世から近代にかけて積み重ねられた歴史を映し出す伝統的建造物群や環境物件によって、特徴ある歴史的な景観を形成している。さらに中世の時代から受け継がれてきた伝統的な醸造文化の薫りが加味されることで重層性が増し、町並みの歴史的価値をより一層高めている。

今後も引き続き、伝統的建造物が有する伝統様式及び諸特性の維持・復元のための「修理基準」や伝統的建造物以外の建築物等の形状変更がなされる時に用いる「修景基準」、形状変更前の構造、建築物等の主要用途、その他の理由により修景基準を満たせず、やむを得ないと認める場合において、その歴史的な景観を著しく損なわないための「許可基準」に基づいた保存・整備を進めることで、伝統的な町並みに配慮したものとする。